

アムネスティ自由自在

緊急行動 (UA) シートの翻訳

その傾向と対策

寺中 誠

この文書は、1998年3月7日から8日にかけておこなわれた、UA 翻訳者会議用の資料として準備されたものに加筆し、テキストとしたものです。緊急行動 (UA) をはじめとする、アムネスティの活動文書を訳す際の注意事項に焦点をあてています。

なお、翻訳の際には、定訳集として編まれている「アムネスティ翻訳の「るーる」」なども参照するようにしてください。

緊急行動 (Urgent Action) ということ.....

アムネスティの緊急行動 (UA) の歴史について簡単に見てみましょう。

1970年代、アムネスティは世界規模で大々的な拷問廃止キャンペーンを展開しました。このキャンペーンの盛り上がりを受けて、国連は「拷問等禁止宣言」を採択します。この「宣言」が、のちに具体的な手続をともなった「拷問等禁止条約」に結実するのです。アムネスティは、このように国際的な人権基準作りに国際世論を盛り上げるという形で参加していたのです。

この70年代のキャンペーンの際、国際世論を盛り上げるためのツールとして準備され、実施されたのが緊急行動 (UA) でした。そのため、当初は拷問の被害者の救援のための活動だったわけです。世界のどこかで拷問に苦しむ人がいる。そのとき世界中から救援を求める声が殺到する。それが緊急行動 (UA) のイメージでした。

その後1980年代にかけて、アムネスティはその活動範囲を徐々に広げ、様々な人権問題に取り組みはじめます。死刑、「失踪」、超法規的殺害など。それとともに緊急行動 (UA) も、その行動の迅速性が評価され、拷問以外のケースにも使われるように拡大されました。明日処刑されるかもしれない人を救うために。あるいは軍による市民の殺戮を止めさせるために。世界中から緊急の声を集めるために使われるツールへと発展したのです。

そうした中、1989年6月4日、中国の天安門事件が起こります。戦車の突進、銃撃、広場に集っていた市民の逮捕、拘禁、そして拷問。急ピッチで進む事態に対処するため、アムネスティは相次いで緊急行動（UA）シートを発信しました。そして緊急行動の爆発的増加の端緒となったのです。それまでは緊急行動の発信総数は大体年間100通程度でしたが、このときの大量発信で年半ばにして1989年は総数100件を超えました。そしてその後も緊急行動（UA）は増え続け、現在では年間1000件を超える発信数となっています。これは、大規模な人権侵害が起きた場合、緊急行動（UA）がもっとも早く有効な行動を起こせるということから起こっている状況です。

迅速な緊急行動（UA）。しかし人権侵害の状況はいろいろです。まさに1時間単位で事態が進行している事件も多いのです。緊急行動（UA）という限りはもっと早く行動しなければ。そういう思いもあり、1990年代には緊急行動（UA）を電子ネットワーク上で配信することに努力が払われました。電子ネットワーク上でつながれている人であれば、配信と同時に行動することがほぼ可能になるからです。また、これまでの行動のシートが残っていくため、世界の人権侵害に関する巨大なデータベースにもなる点が注目されました。

緊急行動（UA）をめぐるこうした変化と発展を受けて、現在、緊急行動（UA）を再び見詰め直そうという動きが出ています。「より迅速に、より効果的に」を合い言葉として今後の緊急行動（UA）をどうしていくべきか、が問われているのです。

緊急行動（UA）シートの翻訳とは

さて、緊急行動（UA）シートの翻訳者にはどういう役割が期待されているのでしょうか。大きく分けて、二つの役割があると思われます。

○一種のコーディネータ

アムネスティの活動の手法の一つである緊急行動（UA）を効果的におこなうため、最重要の資料であるシートを参加者に提供するコーディネータとしての役割です。普通の翻訳者とは大きく違う部分です。この点からは「すばやく活動のための情報を参加者に届ける」ということがもっとも重要です。

○アムネスティ情報の日本語での提供者

緊急行動（UA）シートには、参加者に行動を呼びかけるというだけでなく、もう一つ別の機能があります。つまり一般に公表されている、もっとも最新のアムネスティ情報であるという点です。この点からは、緊急行動（UA）シートの翻訳者には、「アムネスティの日本語情報の作成者」という役割があることとなります。

ここで緊急行動（UA）がどのように発信されるかを考えてみましょう。まず世界のどこかで事件が起きます。例えば韓国で人権活動家が逮捕されたとします。それを知った韓国や日本の関係者（その中にはアムネスティの会員がいる場合もあります）は、新聞記事や情報を集め、ただちにロンドンの国際事務局に知らせます。事件が緊急であればあるほど、この種の情報は早く、一刻を争って伝えられます。ロンドンでは、情報を受けたら、その背景を確認し、すぐさま緊急行動（UA）シートのドラフトを作ります。そしてこれを国際事務局内の緊急行動（UA）チームに電子メールで送ります。最後に形を整えた上で、緊急行動（UA）チームは、世界中の参加者に向けて電子メールやファックスで情報を送ります。

一刻を争う事件の場合は、こうした動きは大体半日から1日以内で終了します。たとえ遅れても2〜3日。だからこそその緊急行動（UA）であるわけです。

そうすると、翻訳者に求められるのは何か。ここで誤解を恐れずに言ってしまうと、原則としては一刻も早く適切なアピールを出してもらえるようなシートを用意することです。その意味では「正確であること」よりは、「間違わないこと」を重視するべきだといえるでしょう。現実の問題として、このように緊急性を要求されながら正確な翻訳を提供するというのは至難の業です。アムネスティの一般公開用の最新データであることを考えれば正確であることにこしたことはありませんが、それを目指すよりは、「間違いではない」ような訳を心がけるほうが有益だといえるでしょう。

さて、その緊急行動（UA）シートを訳す場合には、何に気をつけるべきでしょうか？まず、このメッセージが誰を想定して書かれたものなのかを知っておくことが重要でしょう。つまり本当の名宛人は誰かということです。

緊急行動（UA）シートは、広く一般に配布されます。では一般市民に向けたメッセージなのでしょうか。そうともいえます。アピールを書いてもらうべき人は一般の市民です。しかし、そのシートは結局政府への圧力となり、具体的に人権状況を改善するために使われているのです。その意味で政府という宛先も意識する必要があります。

しかし、アムネスティは政府に要請する場合、あるユニークなアプローチをとっています。それは緊急行動（UA）シートの場合も同じです。アムネスティは、政府に対して、国際的な人権基準を引き合いに出して要求します。その背景に国連などの状況を当該政府に対する圧力として利用しようという意図があります。いわば、アムネスティの文書は、表向きの宛先がどこであれ、基本的には国連の社会に向けて、国際法の文脈に沿って発言しているのです。

誤りでない翻訳をするために.....

○国際法の用語に注目！

必然的に、これで翻訳の際にもっとも気をつけなければならないことがはっきりしてきます。国際法の文脈で語られている要素については、常に国際法の言いまわしに準拠して、「間違えないようにする」ことが重要なのです。

例を挙げましょう。典型的なものとしてアムネスティの文書には、*torture or other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment* という長ったらしい言いまわしが何度も出てきます。これには定訳があり、「拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰」と同じく長ったらしいものになります。これは拷問等禁止条約の「等」で表される部分なのですが、この用語一つ一つが国際法や国内法での解釈の対象となっています。たとえば米国憲法の修正 8 条は「*cruel and unusual*」という言い回しを使っており、これが国際法の言いまわしと同一の状況を指すものかは議論のあるところですし、日本国憲法の 36 条でも「残虐」のみが規定されていてあとの二つの要素がはいっているのかが問題になっています。

だからここの訳を、一般にはわかりにくいからといって勝手に改変してしまうと、実は大きな不都合が生まれることがあります。というのは、特定の人権侵害に対してアムネスティがこの言い回しを使うとき、アムネスティとしては、その人権侵害が国際法でいうところの「拷問等」にあたる、そのように解釈するべきだ、と指摘しているのですから。

もう一つの例は、*arbitrary* ということばの訳です。*arbitrary and deliberate killings* というのもよく使われる言い回しですが、これは「意図的かつ恣意的な殺害」、あるいは一括して「恣意的殺害」と訳すことにしています。しかし、厳密にいうとこれにはいくつかの背景があります。

deliberate には「計画的」という訳をつけていることもありますが、元来は「故意に」という意味です。意図的に殺害しているという指摘をしているのです。もう一つの *arbitrary* は、例えば *arbitrary arrest* というような場合にも使われます。「恣意的」というよりは「勝手に」とか「独断で」というように、現場が勝手に判断しておこなったということを指しています。この *arbitrary* というのは国連の恣意的拘禁に関する特別報告者（*Special Rapporteur*）の恣意的というときにも出てきており、一種の国連用語です。その関係である事件の表現としてこの種の用語が使われた場合には、「アムネスティとしては、この殺害事件が国際法で取り上げるべき恣意的殺害にあたる」ということが意味されているといえるでしょう。だから国連ことばに合わせて、誤解を与えそうではあるけれど、「恣意的」ということばを使用しているのです。

このようにアムネスティの文書は国際法に関係する部分では、慎重に対処する必要があります。法律用語や地域の固有名詞などに悩まされるという話をよく聞きますが、実はそれ以上に大切なのが、こうした国際法に関係しそうな言いまわしを「間違いではない」翻訳をすることだと言えるでしょう。

あと非常に陥りやすい間違いとして、Human Rights Committee と Commission on Human Rights の訳しわけの問題があります。Human Rights Committee とは自由権規約の実施機関として設置された、各国の人権関係の専門家による委員会「自由権規約委員会」と呼ばれます。それに対して、Commission on Human Rights は国連の機関の一つとして設置された「国連人権委員会」であり、こちらは政府代表で構成されます。両者はともに人権の分野を扱っていますが、その位置づけはまったく異なり、意味も変わってきますので、絶対に混同しないように注意してください。このような国際機関名などについては、できるだけ「翻訳のるーる」なども参照しながら間違えないようにしてください。

○法律用語はむづかしい？

さて国際法の部分には最大限注意するとして、他にどのような点が問題になるでしょうか。おそらく多くの翻訳者の頭を悩ませているのは、法律関係の用語でしょう。

アムネスティは世界中の国々の事件を扱います。しかし大抵アムネスティの文書は英語で記述されます。そこでどうしても「英語に翻訳された各国の法律制度」というフィルターがかかったものとなってしまっています。これを日本語に訳すのですから、幾重にもフィルターがかかっているといっていいいでしょう。ですから、まず「正確」であることはあきらめましょう。特に緊急行動（UA）のような活動のためのシートですから、必要最低限の「間違いではない」情報となることを目指すことでよしとしましょう。

まず前提として、世界の法体系には、大きく英米法系とドイツ、フランス法系、社会主義法系、イスラム法系などがあることを念頭においてください。アフリカのフランス語圏などは、フランス法の影響下にありますが、インドや南アジアなどは英米法の影響下にありますが、少なくなりつつあるといわれる社会主義体制ですが、実際には法体系としては従来の体系を継承しているところが少なくありません。イスラム法は、非常に強固なものと思われがちですが、実際にはその国の方針の中で制度的に様々な形態をとっています。西欧的な法体系を受容した国も少なくありません。そして日本は、これらのどれとも違い、ドイツ法系に属しています。同じような傾向が韓国などにもみられます。

同じ法系に属している国では、制度や概念が似通っています。ある国に関して当てはまる制度の解釈が他の国でも一応通用することがしばしばあります。これに対して、法体系が異なると、同じように見える制度もまったく意味が違うことがあります。そしてアムネスティの文書は、基本的に英米法の常識をもって記述されていることから、少々不正確な表現が出てきてしまうことがあります。

○身柄を囚われること

アムネスティの翻訳をしている場合の一番の難関は逮捕、拘禁、裁判に至る裁判前の手続でしょう。実際、この流れの中で適正な手続がとられず人権を侵害されている人々が大勢いるのですが、各地の制度が異なるため、訳語をあてる場合に迷うことが少なくありません。いわゆる刑事司法 (criminal justice) の問題で、同じ司法でも、民事司法 (civil justice) とは大きく異なり、国家 (検察) 対個人という構図になります。(ちなみに、この criminal とか civil とかいう用語は法律用語として使われるときは、それぞれ「刑事」、「民事」と訳します。)

犯罪の嫌疑がある場合に、警察等の捜査機関が強制的な手段として「搜索」(search) や「押収」(seizure) (「没収」=confiscation ではありません。「没収」は刑罰的な処分で裁判所が言い渡します) をおこなうことがあります。人権を侵害する危険の大きいこうした手段をおこなう際は、捜査機関は事前に裁判所の許可を得なければなりません。この「令状」が warrant です。被疑者を逮捕 (arrest) する場合も、やはり令状が必要です。

逮捕されることは身柄を拘束されることですが、日本では、ふつうまず警察留置場 (police cell) に入れられます。ここに収容される状態が「held in police custody」ですが、この言いまわし全体で「警察留置場に入れられる」というふうに訳します。さて日本の場合は、逮捕後 48 時間以内に「送検」(事件が検察官に送致されること) されます。これを「brought before prosecutor」と表現します。この「brought before～」というのは、裁判にかかる (brought before justice) といった場合などでも使われる表現ですので覚えましょう。検察官は事件を受け取ってから 24 時間以内に釈放するか、あるいは裁判官に「勾留」(「勾」の字に注意! 「拘留」ではありません!) の請求をします。これで裁判官が検察官の請求を認めたら、「勾留」すなわち裁判確定前の拘禁が開始されます。この「勾留」にあたるのは、英語では detention ですが、裁判確定前の拘禁ということをしかりと認識しておく必要があります。日本語でこのことを強調するときは「未決拘禁」と呼びます。特殊日本的な「勾留」よりも一般的な用語として使えると思います。(ちなみに「拘留」というのは刑罰の一種で短期の拘禁刑を指すことばです。混同のおそれがあるので、「拘留」も「勾留」のどちらも使わないほうがよいでしょう。「未決拘禁」といいきってしまっ構いません。)

日本では、未決拘禁は「拘置所」であるのが原則ですが、その代用を警察留置場でおこなえるという「代用監獄」制度があって問題視されています。この「拘置所」は、英語では detention center にあたります。しかし、英米法で detention という場合は、刑罰以外の理由で拘禁されること一般、したがって「未決拘禁」だけでなく「少年施設への拘禁」などを含みます。このことから少年拘禁施設も detention centre と呼ばれたりもします。また軍の拘禁施設も同様の呼称を持っています。ですから detention center の訳としては、素直に「拘禁センター」とか「拘禁施設」とするほうがよく、「拘置所」といったような日本の機構を類推させるような訳語は不適切な場合が多いことでしょう。

フランス法系の国には、「Garde a vue」（ギャルダヴュー）という拘禁の制度があります。これは裁判前に身柄を警察等に拘束されるもので「警察監視」などと訳されています。令状は必要とされず、捜査機関の裁量で一定期間、拘禁されます。特に仏語圏アフリカ諸国などでは長期にわたることが多く、人権侵害の温床にもなっています。

さて裁判が終わり、判決が出ると、それにしたがって拘禁されます。これ以降は既決囚です。imprisonment は刑罰として刑務所に囚われていることを指します。これには、単に「刑」とか「服役する」などの訳語をあてるのが妥当でしょう。よく一般に使われているのは「懲役」とか「禁固」とかいうことばですが、これは誤解のもとになります。日本の懲役と禁錮というのは非常に特殊な刑罰です。ともに自由を剥奪されるのは同じですが、刑務所内での刑務作業が義務化されています。懲役では刑務所内での刑務作業が刑の内容として規定され、禁固では刑の内容には含めないものの請願にもとづく義務となっています。つまり、どちらも単に閉じ込めるだけではないのです。他の国々では、服役中の刑務作業等は刑の義務ではなく矯正処遇の一環であったり（実際には事実上の義務ですが）、任意の労働であったりします。ですから日本以外の国の制度の場合には、懲役という表現は使うべきでないし（例外として、中国の「徒刑」の訳には「懲役」をあてているようです）、禁固というものもまずいのです（新聞等は imprisonment に「禁固」という訳語をあてていますが不正確です）。ほとんどの場合は「～年の刑となった」などとすればいいはずですが、どうしても難しい場合は「拘禁刑の判決を受けた」とするのが妥協案です。

さて釈放される場合にもいろいろあります。釈放一般は release といいますが、たとえばアムネ스티が要求する「無条件釈放」のことは unconditional release。ではその反対に「条件付き」というのは、どういう場合でしょう？

典型的なのは、仮釈放です。これは「release on parole」といいます。この parole（パロール＝言説）というのは、かつて仮釈放されるときに、再犯をしないという宣誓をしたと

いう歴史にもとづいていますが、今はパロールというのは「保護観察」のことを指します。仮釈放されたあと、保護観察に付されて行動制限や報告義務などのさまざまな条件がつくのです。ちなみに仮釈放すべきかどうかを審査するための機関を、「parole board」（仮釈放審査委員会）と呼びます。日本でもパロール・ボードで通っています（正式名称は「地方更生保護委員会」というんですが）。国によって違いはありますが、パロール・ボードの影響力は大きく、個別恩赦などにも関わってきます。（なお、仮釈放ではなく執行猶予などの結果としてつく保護観察のことは probation と呼ばれます。アムネスティ文書でもごくたまに登場します。）

同じく release がつきますが、release on bail というのは「保釈」です。つまり裁判中に保釈金を積んで逃げないことを保障した上で身柄を自由にするものです。刑から「釈放」されるのとはまったく性格が違いますので注意してください。

○裁判あれこれ

刑事裁判では、囚人は「被告人」（民事事件で使われる「被告」ではありません。「被告人」です）となります。そして弁護士（これは法定代理人となることができる資格、強いと言えば肩書きです）が「弁護人」（刑事裁判での役割です）としてつきます。一方、国は検察官（こちらも刑事裁判での役割です。「検事」というのは肩書きです）が代表します。そしてそれぞれが「証拠」をめぐる尋問し合うのです。

裁判官（これも役名で、「判事」というのは肩書きです）は、自由心証によって、法廷に出された証拠のみをもとに判断するというのが建前です。法廷外の実事心証を形成してはならないとされています（つまりアムネスティのような団体から送られてくる手紙などは、裁判官の行動倫理としては、絶対に左右されてはならない情報だということになります。だからこそ、アムネスティは原則として裁判官に直接働きかけないようにしています）。「予審判事」（magistrate）の制度を持つ国では、日本では検察官がおこなうような証拠調べも予審判事がおこなったりします（magistrate には地方長官という訳も辞書にはありますが、アムネスティ関連ではほとんどの場合、この予審判事のことです）。

「起訴」は charge とか accuse とか呼ばれます。ただどちらも「嫌疑」（法律用語）や「容疑」（一般用語）という意味でも使われます。裁判にかけるといえることがはっきりしている場合は「起訴」でいいでしょう。一方で、accuse というのは、起訴以外の場合についても、一般的に「訴える」とするとしっくりきます。「告訴」とか「告発」ということばを使うことがあります。告訴は、犯罪の被害者が捜査機関に対して犯罪の被害を受けたことをみずから申告することを指しますし、告発は、被害者以外の第三者が犯罪のあったことを捜査機関にみずから申告することを指します。このように、非常に複雑な意味を含むことばですので使用を避け、単に「訴える」という日常用語に逃げるのが最適だ

と思います。

刑事裁判はまず事実審からはじまります。英米法の場合、ここで陪審 (jury) がはいります。つまり一般人である陪審員が「評決」をするのです。ここで判断されるのは、その被告人が有罪 (guilty) か無罪 (not guilty) かです。この判断のことを conviction といいます。次に、guilty という判断がされた場合は、法律審および量刑判断をおこないます。ここで具体的に刑が宣告されるのですが、この宣告を sentence といいます。日本では、conviction と sentence の両方がいっしょになって「判決」なので、少々混乱します。ただ以上の状況を踏まえた上で、「判決」ということばを使えばいいはずで、「有罪判決を受け、～年の刑を宣告された」という言い方は、この二段階の判断を意識した表現です。

裁判所の判決には、実は細かくいえば「決定」と「判決」があります。従来判例を踏襲した判断の場合は「決定」。従来の判断を変更する場合は「判決」です。最下層の地裁判決はたいてい「判決」、一方上級審の場合は「決定」が多くなります。しかし訳の場合には全部「判決」と呼んでも差し支えはありません。

一方で、判決に不服があって上級の裁判所に控訴する場合。これは「控訴」といいます。英語では appeal です。「上訴」ということばもありますが、これはあくまでも制度の一般的な呼称であって「上訴」という具体的なアクションがあるわけではないので「控訴」を使いましょう。ただ最高裁への上訴は、日本では「上告」といいます。最高裁に控訴というと、語感として妙な感じを受けるので、最高裁に対するものだけということがはっきりしている場合だけは、「上告」ということばを使いましょう。それ以外は「控訴」で構いません。

日本では通常二審を担当する裁判所は高等裁判所です。しかし英米法の国々では、これを Appeal Court、つまり「控訴裁判所」あるいは「控訴院」が担当します。一方でフランス法系の場合、同じく二審ですが、原審を破毀する権限を持つという点に着目して最上級審を Cour de cassation つまり「破毀院」と呼びます。どちらも日本とは違って、二審で終局ですが、必ずしも最下層の裁判所が第一審を担当するとは限りません。一定規模以上の罪種については、上級の裁判所が第一審を担当することもあります。ただし憲法問題については、さらに（最高）憲法裁判所をおいている国が多いのが普通です。社会主義法系の国には、確定した判決に対して検察官等の職権にもとづく監督審という再審理手続をおこなうことができる制度があります。そのように検察官の役割が非常に大きいのが特徴ですので、そういった事情を頭に入れて訳すと、すっきりすることがあります。

連邦制をとっている国では、連邦レベルと、連邦内の州政府レベルとで、別の司法体系が存在していることがあります。原則として、連邦の事件と州レベルの事件は別の体系の

中で相互に無関係に進んでいると理解しておくほうが無難です。そうでないと、相互に一審と二審がごっちゃになって混乱することになります。

例題をみて、実際に訳してみると.....

○例文1

Amnesty International's long-standing concerns regarding trial procedures and torture in the Islamic Republic of Iran continue. The organization is particularly concerned about trials before special courts, including military courts where trials fall far short of internationally recognized standards for fair trial and where trial hearings are usually held in camera; proceedings are summary, hearings often lasting only a few minutes, with defendants rarely having access to legal counsel and no right of appeal.

アムネスティが長い間関心を持ち続けてきているイランイスラム共和国における拷問や裁判手続上の問題は、今も続いている。アムネスティは、特別裁判所での裁判手続に特に関心を寄せている。ここでいう特別裁判所には、軍事裁判所も含まれている。軍事裁判所の裁判手続は、公正な裁判に関する国際的な基準に遠く及ばない。また公判審理は非公開である。手続は即決で、公判がわずか数分しかないこともある。被告人たちは弁護人との接触がほとんど持てず、控訴権も認められていない。

* trials before special courts に注意。この before は「裁判所での」という意味。

* in camera。「非公開で」という意味。

○例文2

Amnesty International has learned that Larisa Kharchenko was released from pre-trial detention on 19 December 1997, pending her trial.

アムネスティはラリサ・カルチェンコが裁判前の拘禁から 1997 年 12 月 19 日に釈放されたことを知った。彼女の裁判は係属中である。

* pending her trial というのは、裁判中ということ。裁判前の拘禁からの釈放なので、「保釈」に似た状況だと思われる。

○例文 3

On 23 January 1998, Ihar Mironaw was sentenced to death by the Vitebsk Regional Court. He is thought to be appealing to the Supreme Court of Belarus. If the Supreme Court refuses to uphold his appeal against his death sentence, his only chance will be to appeal to President Lukashenka to grant clemency.

1998年1月23日イハル・ミロナウは、ヴィテブスク地域裁判所で死刑判決を受けた。彼はこの死刑判決に対して、ベラルーシの最高裁に上告するものと思われる。もしも、その上告が認められない場合は、彼に残されたチャンスは、ルカシェンカ大統領に対する恩赦の請願しかない。

* appeal to the Supreme Court は最高裁に「上告する」こと。一方で appeal to grant clemency は、直訳すると「寛大な処置を求める」という意味になるが、「恩赦の請願」のこと。

○例文 4

In recent years Amnesty International has received numerous reports of human rights violations against the civilian population of Santander Department by paramilitary groups operating with the support of the armed forces. The civilian population has lodged numerous official complaints denouncing the close links between the armed forces and paramilitary groups. Guerrilla groups have also been responsible for frequent abuses of human rights in the area, including deliberate and arbitrary killings.

ここ数年、アムネスティはサンタンデル地区の民間人に対して人権侵害がおこなわれたという膨大な数の報告を受けている。人権侵害は、軍の支援を受けて行動している準軍事組織の手によるものである。軍と準軍事組織との間の関係について、民間人たちが公にしている申し立ては膨大な数にのぼる。同地域では、ゲリラ集団の手による人権侵害もしばしば起きており、恣意的殺害事件も起きている。

* abuse ということばは、アムネスティ用語では政府系以外の手による人権侵害を指す場合に使われる。政府系の場合が、violation。

* paramilitary groups というのは、軍と同一行動をとる民間の武装集団のこと。準軍事組織と訳すことにしている。

* deliberate and arbitrary killings は合わせて恣意的殺害と訳す。

○例文 5

On 3 January 1998 Batom Mitee, Tombari Gioro and some 20 members of the Ogoni community were arrested in Bori, the main Ogoni town, by armed troops from the Internal Security Task Force. This a joint military and paramilitary force set up in April 1994 to repress peaceful protests against the multinational petroleum company Shell by the Movement for the Survival of the Ogoni People (MOSOP).

1998年1月3日、オゴニの村落の住民トンバリ・ギオロ他の20人がオゴニの中心部ボリの町で逮捕された。逮捕したのは国内治安部隊の武装隊である。この国内治安部隊は、軍と武装警察隊の合同部隊であり、1994年の4月に設置された。その目的は多国籍企業の石油会社であるシェルに対してオゴニ民族生存運動（MOSOP）が続けている平和的な抗議行動を抑圧しようとするものである。

*ナイジェリアのオゴニ問題は、シェルという多国籍企業に対してアムネスティがどう対応するかという大きな問題をつきつけた。このナイジェリアは英語圏アフリカ諸国のうちの最大の国。英国の植民地支配を受けた国は、共通して「武装警察隊」という存在を持っていることがある。これが「paramilitary force」である。前の例文の paramilitary group とは違い、れっきとした国内軍の一部。南アジア地域などでも見られる。

ほかに、訳す場合にはいろいろなことに気を使わなければなりません。しかし、忘れてはならないことは、簡単だと思っても、丹念に辞書をひくことだと思います。参考にできる辞書には法律の専門辞書も含めていろいろありますが、まず、普通に売っている辞書を読みましょう。意外にほとんどのことはそこに書いてあります。また、アムネスティでは定訳集として「翻訳のるー」 というものを出版しています。定訳集といっても、これまでに蓄積したいろいろな試行錯誤の結果を載せているものです。疑問に思うことがあったら、その疑問をぶつけてみてください。そこから新たな定訳が生まれていきます。

それとうまく逃げることを覚えてください。限られた情報の中で訳しているのですから、うまく逃げるというのは、むしろ賞賛される技術です。難しい単語は「開いて」、文章になじみ込ませたりするとうまくいくことがあります。